

## 外国人受入れ拡大による社会保障財政影響 シミュレーションに関する基礎的研究

石井 太・小島 克久・是川 夕

### 1 はじめに

わが国は現在、先進諸国の中でも極めて低い出生水準となっており、また、このような低水準出生率の継続が見込まれることから、今後、恒常的な人口減少過程を経験するものと見られている。さらにこれに加え、平均寿命は国際的にトップクラスの水準を保ちつつ、なお延伸が継続しており、少子化と長寿化が相俟って、他の先進諸国でも類を見ないほど急速に人口の高齢化が進行するものと見られている。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所 2017）によれば、2015年に1億2,709万人であった日本の総人口は今後一貫して減少し、出生中位・死亡中位仮定によれば2065年には8,808万人まで減少すると見込まれる。また、65歳以上人口割合は2015年の26.6%から上昇を続け、同じく出生中位・死亡中位仮定によれば2065年には38.4%と概ね4割の水準に到達することが見込まれるのである。

わが国ではこれまで、外国人人口受入れに関しては比較的保守的な政策を採ってきたことから、これら少子・高齢化がもたらす問題の解決策としての外国人人口受入れに関する本格的な定量分析が十分に行われてきたとは言い難い状況にある。このような分析を行った先行研究として、著者らの一部は石井・是川（2015）との研究を行ったが、そこで用いた手法はやや機械的な複数の前提条件の下でシミュレーションを行ったものであった。そこで、筆者らはこれを発展させ、より現実的な外国人受入れ政策に対応した影響を考察する観点から、介護労働者の受入れのシナリオについて諸外国の例などを参考により具体的に設定し、外国人介護労働者の受入れが将来の人口変動及び公的年金財政に与える影響を定量的シミュレーションにより評価する研究を行った（石井〔等〕 2018）。また、本研究の先行事業では、外国人介護労働者の社会保険加入シナリオについて新たに「特定技能1号」にどのような社会保険が適用されるかについても考慮を加えた設定を行うとともに、移民女性の定住化の影響を考慮し、受入れ外国人女性の滞在期間に応じて出生力水準が変動したとした場合の外国人女性の出生率推計モデルを構築し、将来人口への影響及び公的年金財政影響に関するシミュレーションを行った（石井〔等〕 2020）。

本研究は、これらの先行研究をさらに発展させる観点から、石井〔等〕（2020）における研究成果をまとめ直すとともに、新たに検討が必要な課題等について整理することを目的とした基礎的な研究である。

## 2 先行研究とこれまでの研究成果

移民は、通常、貧しい国から経済的に発展した国へ向かうことから、受入れ国における財政影響がしばしば問題とされる。移入者は公的援助を必要としたり、子どもへの教育費用がかかることから、非移入者の税負担増を招くのではないかという議論がある一方で、高齢化を緩和し、年金の負担を軽減するのではないかという議論もある。一般に、多くの移入者は負担をするとともに受益もあることから、ネットでの財政影響が問題となる。このような外国人受入れに関して影響評価を行った人口学分野での代表的な先行研究として Lee and Miller (1997) が挙げられる。Lee and Miller (1997) では、移入者の受益・負担に関する年齢プロファイルを世代毎に推定し、長期的な人口プロジェクションと組み合わせることにより、追加的移民に関する影響を評価している。Lee and Miller (1997) の研究の対象は公的年金に限らず、全ての受益と負担であるが、長期的な人口シミュレーションを用いて移民の影響を評価するという点は本研究と共通している。特に、年金財政への評価に関し、このようなアプローチはアクチュアリアル（年金数理的）な財政影響評価法とも共通性があるものと考えられる。公的年金の財政をアクチュアリアルに評価するものの代表例は厚生労働省が行っている財政検証（旧財政再計算）（厚生労働省年金局数理課 2015）であるが、財政検証では人口プロジェクションを基礎データとして用いており、人口シミュレーションとの親和性が高い。

一方、わが国に外国人を受け入れとした場合の公的年金への影響に関する先行研究としては様々な角度のものがあり、外国人の社会保障制度上の取扱いについて制度面からアプローチした高藤 (2001) や、経済理論面からのアプローチしたものとして、公的年金と移民受入れに関して移民の経済厚生格差への影響を評価した上村・神野 (2010) などが挙げられるが、本研究に関しては、シミュレーションやモデル等を活用した定量的な財政影響評価、特にアクチュアリアルなアプローチを用いて財政影響評価を行ったものがより直接的な先行研究といえよう。

公的年金に関してその財政をアクチュアリアルに評価するものの代表例が財政検証であることは先述の通りであるが、学術分野においても公的年金財政をアクチュアリアルなアプローチを用いて評価した先行研究は多数存在する。山本 (2010b) はそれらに関する包括的なレビューを行ったものであるが、OSU モデルを提案した八田・小口 (1999) や財政検証のプログラムを応用した山本 (2010a) や山本 (2012) などが代表的なものとして挙げられる。

また、公的年金財政への影響を念頭に、外国人の移入などを変化させた場合の長期的な将来人口の動向、特に老年従属人口指数に与える影響を分析したものとして石井 (2008) が挙げられる。これをさらに具体化し、わが国に外国人労働者を受け入れたとした場合の長期的な将来人口の動向をシミュレーションするとともに、その公的年金等に与えるマク

口的な財政影響を定量的に評価したのが石井〔等〕(2013)であり、さらに国際人口移動に関してより幅広い選択肢を設定し、それらに対応する外国人女性の出生パターンの違いを考慮して評価を行ったものが石井・是川(2015)である。

一方、石井〔等〕(2018)は、外国人の受入れについてやや機械的に複数の前提条件を設定し、シミュレーションを行って財政影響を評価した石井・是川(2015)とは異なり、より現実的な外国人受入れ政策に対応した影響を考察する観点から、介護労働者の受入れを対象とし、諸外国の例などを参考に具体的なシナリオを設定して介護労働者の受入れが将来の人口変動及び公的年金財政に与える影響を定量的シミュレーションにより評価したものである。

ところで、このシナリオにおいては、受け入れた外国人女性労働者が長期的に日本に滞在することが想定されているが、このような滞在期間の長期化が、受け入れ外国人女性の出生力水準の変化を通じて、将来人口や公的年金財政に与える影響は明示的には考慮されていない。しかしながら、Korekawa(2017)によれば、日本における外国人女性の出生力は日本への国際移動前後で先送りした出生を取り戻す効果(追いつき効果)により急上昇する傾向が見られる一方で、移動直後は日本社会への適応途上にあることから出生力の水準自体は低く、その後、5年程度の居住期間を経る中で出生率は安定することが明らかにされている。

石井〔等〕(2020)は、以上の点を踏まえ、移民女性の定住化の影響を考慮し、受け入れ外国人女性の滞在期間に応じて出生力水準が変動したとした場合の外国人女性の出生率推計モデルを構築し、将来人口への影響及び公的年金財政影響に関するシミュレーションを行ったものである。そこで、まず次節において、石井〔等〕(2020)で行った外国人介護労働者受入れシナリオの検討結果について整理する。

### 3 外国人介護労働者受入れシナリオの整理

#### 3.1 外国人介護労働者受入れのメリットとデメリット

OECD加盟国(特にEU地域)では、わが国と同じように高齢化が進み、介護ニーズも増大している。介護人材の確保ルートとして、国内での人材確保の他、外国人介護労働者の受入れがある。国や地域による違いはあるが、外国人介護労働者が相当な数や割合で存在する。その受入れにはさまざまな仕組みがあり、EUでは域内の労働力移動は自由であるが、域外からの介護労働者移動に対しては、国による受入れの仕組みに違いがある。また、カナダ、イスラエル、台湾では受入れの仕組みが整っているが、カナダは永住権取得のオプションがある一方で、イスラエルや台湾は、最長の滞在期間がある一時的な労働者としての受入れである<sup>\*1</sup>。

<sup>\*1</sup> これについての詳細は、小島(2015a)、小島(2016)でまとめたところである。また、台湾の外国人介護労働者(以下、「外籍看護工」)については、小島(2015b)を参照。現在「外籍看護工」は最長で14年ま

外国人介護労働者を受け入れるメリットとして、「介護人材の確保」がある。その他の社会経済的な影響について、Lamura et al. (2013) では、マクロ（国や国際社会）、メゾ（家族や介護事業所）、ミクロ（介護労働者）別にメリットと課題を論じて表にまとめている。ただし、社会保障、特に医療や年金の社会保険財政に関する影響は明示されていない。そこで、この表に社会保障（年金財政を含む）に関するメリットやデメリットを加えたものが表1である。

表1 介護労働者が国際移動することによるメリットと課題（対応のレベルと関係者別）

レベル	関係者	メリット	課題
マクロ(国または国際社会)	受け入れ国	・介護労働者不足の解消 ・介護労働者育成・訓練費用の節約 ※税および社会保険料の収入の増加 特に年金財政の改善・積立金の増加 ※定着すれば、人口規模が維持(+内需の維持)	・効率性(かえって訓練が必要) ・倫理的な問題(送り出し国の介護人材の枯渇) ・移民の社会的統合の必要 ※不況時に失業給付などが増加、将来の年金などの給付が増加する可能性
	送り出し国	※将来、年金を送り出し国から受け取る事ができる	・介護労働者不足(一時的に発生または受け入れ国から戻ってこない) ・「失われた」教育の費用が発生 ・残っている家族への支援に対する社会的費用
メゾ(家族または介護事業所)	受け入れ国側	・介護労働者不足の解消	・「介護労働者のエスニックな多様性」への対応
	送り出し国側	・家族への送金 ・技能の高い介護労働者の帰国	・介護労働者の不足(技能の高い介護労働者の喪失と新たな雇入れコスト。特に受け入れ国から戻ってこない場合) ・残された介護労働者のモラルの低下 ・残された親族への介護サービスの不足
ミクロ(個人)	受け入れ国の介護労働者	・介護労働の負担の減少	・「エスニックな多様性」のある同僚に向き合う必要
	国際移動した介護労働者	・より高い賃金と就業歴蓄積の機会 ※将来の年金受け取り	・差別を受ける可能性 ・地域社会での社会的統合が必要
	送り出し国に残った介護労働者	・就業機会が増える可能性	・介護労働の負担が大きくなる ・モラルの低下

出所: Giovanni Lamura他“Migrant long-term care work in the European Union: Opportunities, challenges and main policy options”(2013)より下線部を加筆の上で引用(小島仮訳)

表1をみると、マクロレベルでのメリットとして、受入れ国での介護労働者不足の解消や彼らの育成コストの節約、送り出し国にとっては、受入れ国で得た賃金の一部送金、送り出した介護労働者が帰国した際の介護サービス水準の向上などが期待できる。社会保障に関する面では、受入れ国での税や社会保険料の収入増加、特に年金財政における収入の増加や年金基金の積立金の増加が期待できる。また送り出し国では、将来におけるかつての受入れ国からの年金受け取りが期待できる(内需の維持)。一方で課題として、受入れ国では、彼らの社会への適応の支援の他、介護技能のスキルアップや補充訓練のニーズがかえって大きくなる。それに加えて、社会保険未加入に伴う、疾病時の医療費が自己負担になることによる受診抑制、年金未加入の結果としての年金受給権が得られないことがあげられる。特に後者は、高齢期の貧困につながる。その一方で、送り出し国での人材枯渇もある(特に送り出し国に戻らない場合)。これに加えて、受入れ国で不況になったときに、外国人介護労働者が失業した場合に失業給付が増える、将来彼らが年金受給権を得ると年金の支出が増える、という課題も考えられる。

メゾレベル(家族や介護事業所)、ミクロレベル(個人)の両方を見ても、マクロレベ

で滞在可能である。

ルと関係が深い内容でのメリットや課題がある。特に、外国に移住した介護労働者個人にとっては、高い賃金、高度な介護技術の習得の他、将来の年金受給権を得ることができる。一方で、移住した先での社会的な適応などの課題が考えられる。

このように、介護労働者が国際移動することには、社会のさまざまなレベルで、メリットや課題が考えられ、マクロレベルを中心に社会保障、特に年金財政への影響も考えられる（表1）。

## 3.2 わが国で本格的に外国人介護労働者を受け入れる場合のシナリオ

### 3.2.1 外国人介護労働者受入れと外国人への社会保障の適用

わが国では、これまでは外国人介護労働者を受け入れるための専用の仕組みは、EPAによる枠組みを除いてほとんど存在していなかった。例えば、外国人がわが国の大学で介護や福祉を学び、資格を取っても、介護人材としての就労が難しかった\*2。2016年11月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、介護業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の国家資格を有する者を対象とする新たな在留資格として「介護」が設けられることになり、平成29年9月から施行された。また、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」も改正されるとともに、「産業競争力の強化に関する実行計画」（2015年版（平成27年2月10日閣議決定）等）に基づいて、外国人技能実習制度に「介護」分野が追加されることになった\*3。在留資格「介護」では長期の居住が可能である（最長5年、在留状況に問題がなければ在留期間の更新回数に制限なし）。また、外国人技能実習制度での滞在期間が最長5年間になったが、より長期の定住ができる資格での再来日も考えられる。さらには、2018年12月の「出入国管理及び難民認定法」の改正により、2019年4月から在留資格「特定技能」での外国人受入が可能となった。特に介護分野では「特定技能1号」（特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人）での受入対象となり、最長で5年間の居住が可能となった\*4。そのため、わが国での長期間の居住を前提とした外国人介護労働

\*2 もっとも、「日本人の配偶者」などの他の在留資格でわが国に居住し、介護の仕事に従事することは可能であると考えられる。

\*3 制度改正の詳細は、それぞれ以下を参照。

「出入国管理及び難民認定法」改正

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05\\_00010.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00010.html)（2017年2月10日閲覧）

平成28年入管法改正について

[http://www.immi-moj.go.jp/hourei/h28\\_kaisei.html](http://www.immi-moj.go.jp/hourei/h28_kaisei.html)（2018年2月27日閲覧）

外国人技能実習制度への介護職種追加について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>（2017年2月10日閲覧）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142615.html>（2017年2月13日閲覧）

\*4 在留資格「特定技能」の詳細は以下を参照。

新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（在留資格「特定技能」の創設等）

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html)

者の受入れが進み始めていると言える。

一般に外国人を受け入れる場合、労働条件はもとより、住居、子どもの教育などの様々な面での社会的サポートが必要になる。社会保障の面では外国人に制度をどう適用するかが重要になる。わが国の社会保障制度は、1981年の「難民の地位に関する条約」の批准に合わせて、国内法の国籍要件の撤廃などの整備が行われた。そのため、原則として、日本人と同様に制度が適用される。例えば社会保険制度では、被用者の場合、「常用的雇用関係」があれば、外国人も医療保険（組合健保、協会健保など）や年金保険（厚生年金）などに加入する。被用者以外の場合、「住所を有する者」であれば、国民健康保険や国民年金などに加入する\*5。なお、「特定技能1号」で介護人材を受け入れる場合でも、『特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令』の第2条において、特定技能雇用契約の基準として「労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。」とされている\*6。

このように外国人介護労働者を本格的に受け入れる場合、日本人と同様に医療や年金などの社会保険に加入する。そのため、その影響（特に保険財政）は相当な規模であると考えられる。

### 3.2.2 外国人介護労働者受入れシナリオ（男女・年齢などの基本属性の設定）

外国人介護労働者の受入れと年金財政への影響に関するシミュレーションを行う場合、外国人介護労働者としてどの国から、どのような人々（性、年齢）を受け入れるかをまず設定する必要がある。まず、外国人労働者の送り出しの地域として、わが国がEPAですすでに門を開いており、諸外国に多くの介護労働者を送り出しているフィリピンやベトナムといった東南アジアというシナリオを設定する（出生率などの想定でさらに具体的な国を設定）。

次に、外国人介護労働者の男女・年齢の属性であるが、男女別では女性が多いと言われている。例えば台湾の「外籍看護工」の場合、2015年で99.4%が女性であり、年齢構成も25～34歳が47.6%を占める（労働部「外籍勞工管理及運用調査」による）。これより、本論文のシミュレーションでは、外国人介護労働者を受け入れる場合、全員が女性で、結婚・出産をすることが多い年齢での者が多くなる、というシナリオを設定する。

そして、外国人介護労働者の配偶関係であるが、カナダの外国人介護労働者についての分析によると、1993年から2009年にかけてカナダにきた住み込みでの外国人介護労働者（Live-in-Caregiver）の約66%が未婚者であり、有配偶者は約30%である（Kelly et al. 2011）。これより、石井〔等〕（2020）では、外国人介護労働者は未婚者が半数、母国に配偶者がいる者も半数というシンプルなシナリオを設定した。前者の場合、その後日本人男

\*5 外国人へのわが国の社会保障制度適用の経緯については、社会保障研究所（1991）、手塚和彰（1999）、高藤（2001）を参照。

\*6 『特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令』は以下を参照。

<http://www.moj.go.jp/content/001288310.pdf>

性と結婚すると仮定する。後者の場合、家族の呼び寄せができるか否かも重要である。カナダでは定住権を得るまでは、家族の呼び寄せは事実上不可能であり、台湾でも家族の呼び寄せはできない。ただし、わが国で定住を前提に外国人介護労働者を受け入れる場合、このような制限は現実的ではない。そこで、有配偶者である外国人介護労働者は、日本に來たその後で配偶者（夫）を呼び寄せるといったシナリオとした。

### 3.2.3 外国人介護労働者受入れシナリオ（就業状態と社会保険加入）

諸外国の外国人介護労働者受入れ制度では、家庭での介護労働者の雇用主の義務として、医療保険、雇用保険などへの加入（カナダ）、国民保険への加入（イスラエル）、全民健康保険などの社会保険加入（台湾）、がある。しかし、多くの国や地域では短期の滞在が前提となっており、年金制度への加入が明確でなかったり、加入率が低かったりする\*7。わが国で外国人介護労働者を定住前提で受入れる場合、社会保険、特に年金制度への加入は当然に行われるべきものと考えられる。

わが国では年金制度への加入は、雇用形態により異なってくる。大まかに言えば正規雇用の場合は厚生年金、非正規雇用の場合は国民年金である。

そもそも、わが国の介護労働者の就業形態などがどのようになっているかを、介護労働安定センター「平成 27 年度介護労働実態調査」でみてみよう。介護労働者が勤務する介護事業所は、従業員規模 19 人以下の事業所が 55.1 % を占め、小規模な事業所が半数を占める。従業員の就業形態をみると、介護サービス従事者のうち、正規職員は 53.7 %、非正規職員は 45.7 % であり、正規雇用、非正規雇用が半数ずつ存在する\*8。

外国人に限らず労働者を雇用するときどのような雇用形態をとるかは、最終的には経営者の判断となる。一方で、雇用される労働者に社会保険制度への理解が十分でない場合、非正規雇用でもよいと考える場合があり得る。特に外国人の中で、わが国の言語や社会事情に関する理解が不十分な場合、わが国の社会保険に関する情報を得る機会が十分でなかった、こうした情報を提供するソーシャルワーカーなどの福祉関係者との信頼関係が十分でなかった、という状況に陥ることも考えられる。その結果、正規雇用されて厚生年金が適用されるべきところが、非正規雇用で国民年金の適用になる場合、または社会保険そのものに加入しない場合が考えられる。

なお、国によってはわが国と社会保障協定を結んでいる場合がある。これは人的な国際移動の促進、年金などの二重加入を解消するための仕組みであり、2018 年 8 月現在ではアメリカ合衆国やフィリピンなど 18 カ国で発効済みであり、中国など 3 カ国で署名済みである。こうした協定を結んだ国では、わが国の滞在が短期（5 年未満）の場合、わが国の社会保険の加入が免除される。フィリピンは介護労働者を世界的な規模で送り出している

\*7 台湾の「外籍看護工」の場合、全民健康保険（医療保険）の加入率は 95.5 % であるが、労工保険（年金保険に相当）の加入率は 2015 年で 25.8 % にとどまる（労働部「外籍勞工管理及運用調査」による）。その他、「外籍看護工」の現状については小島（2017）参照。

\*8 ただし、訪問系介護サービス従事者になると 60.9 % が非正規雇用である。

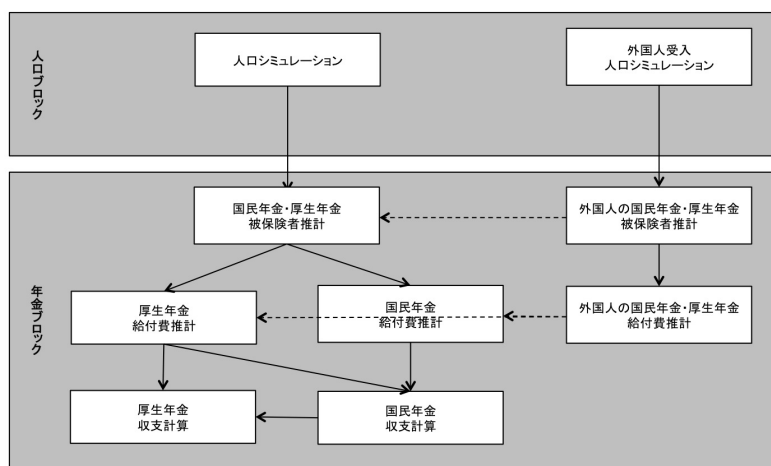
が、ここでは滞在5年以上の長期になると仮定するので、この協定の影響は考慮しない。

これらをもとに考えると、シミュレーションのための外国人介護労働者の就業形態と年金加入のオプションとして、(1) 正規雇用で厚生年金に加入、(2) 非正規雇用で国民年金に加入、のふたつが考えられることから、石井 [等] (2020) では、(A) (1) だけが起きる、(B) (1) と (2) が50%ずつの確率で起きる、というシナリオを想定した。また、有配偶の外国人介護労働者に呼び寄せられる配偶者(夫)については、企業などに雇用され、厚生年金に加入するものとした。そして、このシナリオをもとに、出生率などの人口の面でのパラメータの設定、年金財政のシミュレーションのための設定を行い、外国人介護労働者の本格的な受入れに伴う年金財政への影響に関するシミュレーションを行ったところであり、本シナリオは、今後、行われる新たな将来人口・社会保障シミュレーションにおいても、基本的な想定として利用できるものと考えられる。

#### 4 シミュレーションの方法論に関する問題点整理

次に、シミュレーションを行うための方法論についての問題点を整理する。石井 [等] (2020) で行ったシミュレーションの全体構成は図1に示すとおりであり、将来の人口シミュレーションを行う「人口ブロック」と年金制度(厚生年金・国民年金)への評価を行う「年金ブロック」から成る。人口ブロックでは、外国人受入れに関するシナリオ設定とともに、外国人人口の長期シミュレーションを実行する。年金ブロックでは、人口ブロックで推計された人口に基づき給付費推計を行い、全体の収支計算を実行する。

図1 全体構成



出所：筆者作成



## 4.1 人口ブロック

石井〔等〕(2020)では、外国人受入れに関する将来人口の変化については、国立社会保障・人口問題研究所(2012)の「日本の将来推計人口」(平成24年推計)の仮定値及び推計結果を利用した。これは、石井〔等〕(2020)では年金財政のシミュレーションにおいて、平成26年財政検証を基礎としていたことによっている。一方、財政検証については、新たに、令和元年財政検証が公表されており(厚生労働省年金局数理課2020)、ここでは、基礎となる将来推計人口として国立社会保障・人口問題研究所(2017)の「日本の将来推計人口」(平成29年推計)が用いられていることから、新たなシミュレーションでは、この平成29年推計をベースとすることが必要となる。

また、石井〔等〕(2020)では、これにさらに以下のような前提の下に外国人労働者を政策的に受け入れたとして将来人口の仮想的シミュレーションを実行した。

まず、シナリオ設定において、外国人介護労働者として女性外国人の受入れを想定したことから、シミュレーションにおいては毎年10万人の女性外国人労働者が移入するものとした。この規模については韓国の雇用許可制などを参考にした石井〔等〕(2013)、石井・是川(2015)と同じものとした。また、年齢分布については、「日本の将来推計人口」(平成24年推計)における18~34歳の外国人入国超過年齢分布を利用した。また、女性外国人労働者のうちの半数は未婚で入国する一方、残りの半数は有配偶で家族呼び寄せを行うシナリオとしたことから、有配偶者については配偶者と子とともに入国するとしてシミュレーションを行う。このため、毎年5万人の男性が有配偶女性と同時に移入するとともに、子どもの帯同については、平成24年推計の外国人入国超過年齢分布を用い、女性の18~34歳労働者に相当する17歳以下の男女入国者数を設定した。これらについては、新たなシミュレーションにおいても、考え方はそのまま、基礎となる人口を平成29年推計に置き換えることにより、シミュレーションを実行することが可能である。

次に、石井〔等〕(2020)では外国人女性の出生力について、以下のような仮定を置いた。Korekawa(2017)によれば、外国人女性の出生力は来日直後には低く抑えられているものの、その後、居住期間の長期化に伴う社会的適応によって上昇することが明らかにされている。また、同研究では外国人女性の出生力は日本人女性の出生力からの格差として表すことが出来ることが示されている。本稿では同研究において行われた多変量解析(プロビット推定)から、国籍による効果、及び居住期間の長期化(5年以上)による効果を抽出し、それを基準値としての日本人女性の出生力に加味するという外国人女性の出生率推計モデルを構築し、外国籍女性の出生力を求めた。

その際、外国籍女性の出生力として用いたのは日本に居住する中国籍女性の出生力である。その理由は、中国籍人口は現在、日本において最大の外国籍人口で有り、またその増加ペースも依然として早く、今後もマジョリティとしての位置を占め続けると考えられる。また、同国籍人口の移住過程は経済的動機に基づく者が多く、今後、アジアの多くの

国・地域からの移民がたどる移住過程を代表しているといえる。更に、中長期的な推移を求めるに当たっては、Korekawa (2017) において明らかにされた日本人女性と外国籍女性の出生力の関係が持続すると仮定し、「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所 2017) の出生力・中位仮定に沿って推移すると仮定した。

具体的には、 $ASFR_{f,age,y}$ : 外国人 ( $f$ ) の年齢  $age$ 、年次  $y$  の年齢別出生率について、居住期間5年未満の場合、

$$ASFR_{f,age,y} = \Phi \left\{ \Phi(ASFR_{j,age,y})^{-1} + F + (FAge \cdot age^2) + (FMg \cdot \gamma_{age}) \right\}$$

居住期間5年以上の場合、

$$ASFR_{f,age,y} = \Phi \left\{ \Phi(ASFR_{j,age,y})^{-1} + F + (FAge \cdot age^2) + (FMg \cdot \gamma_{age}) + STL + STMg \cdot \gamma_{age} \right\}$$

である\*9。ここで、

$ASFR_{j,age,y}$ : 日本人 ( $j$ ) の年齢  $age$ 、年次  $y$  の年齢別出生率

$\gamma_{age}$ : 年齢  $age$  における有配偶率 (2015 年国勢調査の値 (総人口) で固定)

$F$ : 外国人の効果 (主効果)

$FAge$ : 外国籍女性に固有の年齢効果 (追加的効果)

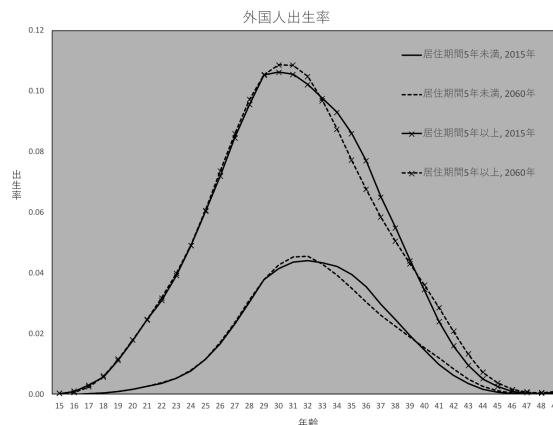
$FMg$ : 外国籍女性に固有の有配偶効果 (追加的効果)

$STL$ : 居住期間長期化 (5 年以上) の効果 (主効果)

$STMg$ : 居住期間長期化 (5 年以上) の有配偶者に固有の効果 (追加的効果)

であり、 $F$ ,  $FAge$ ,  $FMg$ ,  $STL$ ,  $STMg$  は Korekawa (2017) による。

図2 外国人出生率



出所：筆者推計

\*9 この合計出生率は全女性に対する率であることから、有配偶者については50歳時未婚率の補数で除して有配偶出生率に換算した率を用いる。ただし、日本におけるフィリピン人女性の50歳時未婚率のデータがないことから、日本の2015年の50歳時未婚率(14.06%)を用いた。

図2は、2015年、2060年における外国人出生率推計値を示したものである。合計出生率は2015年では居住期間5年未満で0.53、5年以上で1.51、2060年では居住期間5年未満で0.54、5年以上で1.52となっており、いずれも居住期間5年未満では低い値であるのに対して、5年以上では高い値となっている。

一方、第二世代以降については、日本人女性と同じ出生率となるものと仮定した。これは、日本社会への適応が世代間で進むことを想定したものである<sup>\*10</sup>。以上の仮定を設けることで、移民女性の定住化の影響を考慮し、受入れ外国人女性の滞在期間に応じて出生力水準が変動することを織り込むことが可能となり、より現実的なシミュレーションが可能となる。

また、今後、国際人口移動のパターンのシミュレーションに必要な外国人の出入国に関するモデルの精緻化を行うためには、過去の滞在期間別在留外国人者数に基づいて外国人の帰国ハザードを推定する方法が考えられる。そこで、本年度においては、新たなシミュレーションにおいて、このようなモデルの精緻化を採り入れることを視野に入れ、これに必要なデータを収集し、その整備を行ったところである。

## 4.2 年金ブロック

石井[等](2020)では、年金の財政影響評価に当たっては、厚生労働省年金局数理課(2015)の平成26年財政検証システムを基本とし、これに外国人労働者を受け入れた場合の影響を評価できるようなモジュールを独自に開発して加えることによってシミュレーションを実行した。具体的には、図1で示したとおり、人口ブロックで推計された外国人人口に基づいて外国人被保険者数およびこれに対応する給付費を推計し、基礎年金拠出金・国庫負担推計及び国民年金・厚生年金収支計算にこれらを投入することによって公的年金への財政影響を評価した。先述の通り、令和元年財政検証が公表されたことから、新たなシミュレーションにおいてはこれに対応することが必要となる。本年度は、新たに行うシミュレーションに関するベースとなる、令和元年財政検証システムの実行環境の整備を行ったところである。

また、平成26年財政検証ではそれまでの財政再計算・財政検証と異なり、長期的な経済前提について標準的なケースを置かず、ケースA～Hの8通りの複数のケースを前提とすることにより、財政検証の結果について幅を持って解釈できるようになっていた(表2)。本研究で行う公的年金財政影響評価も、経済前提によって結果は異なるものとなりうることから、本来は財政検証同様複数ケースを設定してすることが望ましい。しかしながら、石井[等](2020)では、石井[等](2018)において行った検討に従い、労働市場への参

<sup>\*10</sup> 移民女性の出生率が現地社会への適用により現地人女性の水準に一致するかどうかといった点については多くの先行研究があるが、それらによると、移民第二世代の出生率は現地人女性と母親(移民第一世代)のおおよそ中間位となるとしているものが多い(e.g. Milewski (2010))。しかし、本研究では簡略化のため、日本人女性に一致するとした。

表 2 平成 26 年財政検証の長期の経済前提

		将来の経済状況の仮定		経済前提				(参考)
		労働力率	全要素生産性 (TFP) 上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降20~30年
						実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
ケースA	内閣府試算「経済再生ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	1.4%
ケースB			1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	1.1%
ケースC			1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
ケースD			1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	0.6%
ケースE			1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%
ケースF	内閣府試算「参考ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進まないケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	0.1%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	▲0.2%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	▲0.4%

加が進まないケースであるケース G(物価上昇率:0.9%, 賃金上昇率 (実質<対物価>):1.0%, 運用利回り (実質<対物価>):2.2%) を基本ケースとして財政評価を行った。ケース G は足下の経済前提として使われている内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の参考ケースに接続する系列であり、また、所得代替率についても機械的にマクロ経済スライド調整を続けたものであることから、基本ケースとして設定にあたって必ずしも標準的とはいえない側面はあるものの、財政影響を所得代替率の変化で適切に評価することが研究の主目的であることから、これを基本ケースとして選択した。

表 3 令和元年財政検証の長期の経済前提

		将来の経済状況の仮定		経済前提				(参考)
		労働力率	全要素生産性 (TFP) 上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質) 2029年度以降20~30年
						実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
ケース I	内閣府試算「成長実現ケース」に接続するもの	経済成長と労働参加が進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケース II			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケース III			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケース IV	内閣府試算「ベースラインケース」に接続するもの	経済成長と労働参加が一定程度進むケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケース V			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケース VI			0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

一方、令和元年財政検証においても、平成 26 年財政検証と同様、ケース I~VI の 6 通りの経済前提が置かれており (表 3)、この中から、基礎となるケースを選定することが必要となる。これは実際のシミュレーションを行った上で、検討することが必要と考えられるが、石井 [等] (2018) において行った検討を踏まえれば、ケース G に比較的近い経済前提である、ケース IV(物価上昇率:1.1%, 賃金上昇率 (実質<対物価>):1.0%, 運用利回り (実質<対物価>):2.1%) やケース V(物価上昇率: 0.8%, 賃金上昇率 (実質<対物価>):0.8%, 運

用利回り(実質<対物価>):2.0%)を基礎とすることが一つの案として考えられるであろう。

次に、シミュレーションにおける年金制度上の取り扱いについて述べる。現在の年金制度においては、短期に滞在した外国人に対しては国民年金、厚生年金から脱退一時金を請求することができる。また、3節でも触れたとおり、保険料の二重負担防止及び年金加入期間の通算の観点から、外国との間で社会保障協定が締結されており、現在、20ヶ国と協定を署名済で、うち17ヶ国分が発効している(2017年8月現在)。このように、現行法においては外国人の年金制度上の扱いは日本人とは異なるものとなっている。これまで、わが国では国際人口移動の水準が低く、また定住化する者もそれほど多くなかったと考えられ、日本での一定期間の滞在後帰国し脱退一時金を受け取ることで年金制度上の影響もほとんど考慮する必要がなかったと考えられる。しかしながら、本研究で評価を行おうとしているのは、より本格的に外国人労働者を受け入れ、かつ、彼らが定住化し、家族形成などを行ったとした場合の影響についてであり、石井[等](2020)においては、受け入れた外国人は年金制度上日本人と全く同じ取扱いをするという前提を置いている。

具体的な年金制度への適用については、3節において検討した通り、受入れた女性外国人労働者が全て厚生年金適用となるケースA、厚生年金と国民年金に50%ずつ適用されるケースBの2通りを仮定した<sup>\*11</sup>。いずれのケースにおいても配偶者として入国する男性については厚生年金適用となるものとする。また、第2世代以降についても第1世代と同様の適用が行われるとしてシミュレーションを実行した。厚生年金のシミュレーションには、受け入れた外国人介護女性労働者とその男性配偶者、及び第2世代以降の者に関する賃金プロファイルについての仮定が必要となるが、これらについては低賃金労働者を想定し、賃金構造基本統計調査の中学卒男性・中学卒女性のデータを利用して設定を行った。このような仮定については今後行われる新たなシミュレーションにおいても活用が可能であると考えられる。

## 5 おわりに

本研究では、外国人受入れ拡大による社会保障財政影響シミュレーションを行うため、先行研究である石井[等](2020)における成果をまとめ直すとともに、新たに検討が必要な課題等について整理することを目的とした基礎的な研究を行った。今後、本研究において行った問題点整理に基づいて、実際の財政影響シミュレーションを行うことが課題である。

### 謝辞

本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「国際的・地域的視野から見た少子化・高齢化の新潮流に対応した人口分析・将来推計とその応用に関する研究」(課題番号:H29-政策-指定-003, 研究代表者:石井太)、および「長期的人口減少と大国際人口移動時代における将来人口・世帯推計の方法論的発展と応用に関する研究」(課題番号:20AA2007, 研究代表者:小池司朗)による助

<sup>\*11</sup> 受入れ外国人等のうち、厚生年金には18~64歳を、国民年金には20~59歳を適用対象とした。

成を受けた。

## 参考文献

- 石井太 (2008) 「人口変動要因が将来推計人口の年齢構造に与える影響-老年従属人口指数を中心として-」, 『人口学研究』, 第 43 卷, pp.1-20.
- 石井太, 小島克久, 是川夕 (2018) 「外国人介護労働者受入れシナリオに対応した将来人口変動と公的年金財政シミュレーションに関する研究」, 『人口問題研究』, 第 74 卷, 第 2 号, pp.164-184.
- (2020) 「外国からの介護人材確保と社会保障制度との関係についての将来人口・社会保障シミュレーション」, 『厚生労働行政推進調査事業費補助金政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 「国際的・地域的視野から見た少子化・高齢化の新潮流に対応した人口分析・将来推計とその応用に関する研究」 令和元年度総合研究報告書 (研究代表者小池司朗)』, pp.193-212.
- 石井太, 是川夕, 武藤憲真 (2013) 「外国人受入れが将来人口を通じて社会保障に及ぼす影響に関する人口学的研究」, 『人口問題研究』, 第 69 卷, 第 4 号, pp.65-85.
- 石井太, 是川夕 (2015) 「国際人口移動の選択肢とそれらが将来人口を通じて公的年金財政に与える影響」, 『日本労働研究雑誌』, 第 57 卷, 第 9 号, pp.41-53.
- 上村敏之, 神野真敏 (2010) 「公的年金と移民受け入れ: 移民の経済厚生格差への影響」, 『経済学論究』, 第 64 卷, 第 3 号, pp.149-167.
- 厚生労働省年金局数理課 (2015) 『平成 26 年財政検証結果レポート』.
- (2020) 『2019(令和元) 年財政検証結果レポート』.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2012) 『日本の将来推計人口 (平成 24 年 1 月推計)』, 人口問題研究資料第 326 号.
- (2017) 『日本の将来推計人口 (平成 29 年推計)』, 人口問題研究資料第 336 号.
- 小島克久 (2015a) 「OECD 加盟国における外国出身介護労働者の現状」, 『厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 『人口減少期に対応した人口・世帯の動向分析と次世代将来推計システムに関する総合的研究』 平成 26 年度報告書』, pp.273-282.
- (2015b) 「台湾における介護保障の動向」, 『健保連海外医療保障第 106 号』, 健康保険組合連合会, pp.1-12.
- (2016) 「OECD 加盟国における外国人介護労働者の受け入れの仕組み」, 『厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 『人口減少期に対応した人口・世帯の動向分析と次世代将来推計システムに関する総合的研究』 平成 27 年度報告書』, pp.201-210.
- (2017) 「台湾-介護サービスにおける外国人労働者」, 金成垣, 大泉啓一郎, 松江

- 暁子 (編) 『アジアにおける高齢者の生活保障持続可能な福祉社会を求めて』, 明石書店, pp.184-204.
- 社会保障研究所 (1991) 『「外国人労働者と社会保障」 社会保障研究所研究叢書 27』, 東京大学出版会.
- 高藤昭 (2001) 『外国人と社会保障法』, 明石書店.
- 手塚和彰 (1999) 『外国人と法 [第 2 版]』, 有斐閣.
- 八田達夫, 小口登良 (1999) 『年金改革論-積立方式へ移行せよ』, 日本経済新聞社.
- 山本克也 (2010a) 「厚労省財政検証プログラムを用いた公的年金改革案の提示」, 『家計経済研究』, 第 85 巻, pp.56-63.
- (2010b) 「年金制度の歴史的展開と保険数理モデルの変遷」, 国立社会保障・人口問題研究所 (編) 『社会保障の計量モデル分析』, 東京大学出版会, pp.85-107.
- (2012) 「実行可能性からみた最低保障年金制度」, 『生活経済学研究』, 第 35 巻, pp.1-16.
- Kelly, P., S. Park, C. de Leon, and J. Priest (2011) “PROFILE OF LIVE-IN CARE-GIVER IMMIGRANTS TO CANADA, 1993-2009”, *TIEDI Analytical Report 18, Toronto Immigrant Employment Data Initiative*.
- Korekawa, Y. (2017) “Fertility of Immigrant Women in Japan”, Conference Paper, Cross-Border Marriage in Asia, PAA 2017, Chicago, U.S.
- Lamura, G., C. Chiatti, F. Barbella, and M. D. Rosa (2013) “Migrant Long-Term Care Work in the European Union: Opportunities, Challenges and Main Policy Options”, *Discussion paper Peer Review on long-term professional care*.
- Lee, R. D. and T. W. Miller (1997) “The future fiscal impacts of current immigrants”, in J. P. Smith and B. Edmonston eds. *The New Americans*: National Academy Press, pp. 297-362.
- Milewski, N. (2010) “Immigrant Fertility in West Germany: Is There a Socialization Effect in Transitions to Second and Third Births?”, *European Journal of Population*, Vol. 26, pp. 277-323.